

相続ニュース

Vol.0144

2017年7月18日(火)

担当：MS事業部 太田

ASKコンサルティング株式会社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

<http://www.ask-consult.co.jp/>

自筆証書遺言と公正証書遺言

はじめに

遺言の種類には普通方式と特別方式があります。今回は普通方式のなかでよく使われる①自筆証書遺言と②公正証書遺言について説明させていただきます。

自筆証書遺言

・作成方法

遺言者が日付、氏名、財産の分割内容など全文を自署し、押印して作成。

・メリット

費用が掛からず、手軽に作成できる。

・デメリット

文意不明、形式不備等により無効となる恐れがある。家庭裁判所の検認手続きが必要になる。

公正証書遺言

・作成方法

遺言者が証人2名以上とともに公証役場に出かけ、公証人に遺言内容を口頭で伝え、公証人が筆記して作成。

・メリット

形式不備等により無効になる恐れが無い。また、原本は公証役場で保管されるため、紛失・隠匿・偽造の恐れが無い。

・デメリット

作成までに時間がかかり、公証役場に払う費用も掛かる。

自筆証書遺言の書き方

形式不備により自筆証書遺言が無効になってしまう事例は数多くあります。例えば「自宅は長男に相続させる」のように、場所や建物が特定できない記載の場合は無効になる可能性があります。自筆証書遺言を作成する上で特に気をつけなければならない点は下記の通りです。

①遺言の内容、日付、氏名を全て自書する

PCでの作成や代筆は無効になります。

②日付を明記する

「2017年1月吉日」のように作成日が特定できない表現は無効になります。

③署名・押印する

④訂正は決められた方式に従う

訂正や追加がある場合は全て書き直した方が安全でしょう。

⑤内容は具体的に書き曖昧な表現を使わない

不動産は謄本通りに、預貯金は預金の種類や口座番号まで記載しましょう。

おわりに

自筆証書遺言を作成する場合は慎重に行うことが肝要です。もし少しでも不安がある時は是非ASKにご相談ください。